

# 教科書発行の 現状と課題

令和2年度  
2020



1 教科書の定価は、諸物価に比べて廉価です。 p.2

2 教科書のページ数は、増加し続けています。 p.4

3 教科書の編集・制作には、  
多大な労力とコストがかかります。 p.6

4 紙の教科書だけでなく、デジタル教科書の  
開発や発行にも取り組んでいます。 p.8

5 教科書のバリアフリー化を推進しています。 p.10

6 児童生徒数の減少は、教科書の発行に  
深刻な影響を与えています。 p.12

7 教科書の供給システムは、  
日本の教育を支える重要なインフラです。 p.14

8 被災地への補給にも万全を期しています。 p.16

# 新しい時代、新しい教育、新しい

～未来を創る子供たちのために～



## 子供たちの学びを支え続ける

教科書が子供たちの学びを支える教材としての役割を果たせるよう、教科書発行者は常に調査研究を進めています。



## 多様な子供たちの使いやすさのために

様々な特性をもつ子供たちに使いやすい教科書を目指して、ユニバーサルデザイン、UDフォントの採用、拡大教科書の発行、デジタルデータの提供などを行っています。



義務教育教科書無償給与制度は必要不可欠です。

昭和38年から実施されている「教科書無償措置」は、日本国憲法第26条第2項の「義務教育は、これを無償とする」という理念を具現化する措置です。

この措置は、50年以上にわたり国民から広く支持され続け、わが国の教育水準の維持・向上を支えてきました。子供の貧困や教育格差が深刻化する中、義務教育教科書無償給与制度は、今後ますます重要な役割を担うこととなります。

この制度を堅持することは、子供たちの幸せを実現させ、同時に社会の健全な発展を支える日本の公教育において、必要不可欠といえるでしょう。

### ● 各国の教科書無償給与制度

国名	初等教育教科書		中等教育教科書		備考
	無償	有償	無償	有償	
日本	●		●	●	後期中等教育教科書は有償
イギリス	●		●	●	後期中等教育教科書は有償
ドイツ	●		●		
フランス	●		●	●	後期中等教育教科書は一部の地域圏でのみ有償
スウェーデン	●		●		
フィンランド	●		●		
ノルウェー	●		●	●	後期中等教育教科書は有償
アメリカ合衆国	●		●		
カナダ	●		●		
韓国	●		●	●	後期中等教育教科書は有償
インドネシア	●		●	●	中等教育教科書は学校により異なる
ニュージーランド	●		●		
タイ	●			●	
中国		●		●	
シンガポール		●		●	

文部科学省「教科書制度の概要」(令和元年6月)などより

# 教科書

新しい学習指導要領には、予測困難な時代を生きる子供たちに未来を創る力を身につけてほしいという願いが込められています。私たち教科書発行者も、その一助となるように、様々な取り組みを行っています。



## すべての子供たちの手に教科書を

教科書供給会社との連携により、万全の供給体制を整え、一人ひとりの子供たちに教科書を届けています。



## 学びを社会に開く

教科書を通して保護者や地域の方にも、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという学習指導要領の理念が伝わるように努めています。



## ICT機器の活用

国が進める教育の情報化政策に対応し、デジタル教科書の開発やデジタルコンテンツの充実を図っています。



教科書発行・供給の現状には、様々な課題があります。



### 低廉な定価

長年、教科書発行者はコスト削減のための経営努力を続けていますが、教科書の定価は、学用品や文庫本などと比較しても廉価な状態が続いています。

> p.2~p.3



### 編集・製造経費の増大

学習指導要領の改訂に伴う、よりわかりやすく、より使いやすい教科書の発行への創意工夫や、教科書のバリアフリー化、教育の情報化への対応など、時代にあった教科書の編集・製造により、経費が増大し続けています。

> p.4~p.11



### 児童生徒数の減少

児童生徒数の減少により、教科書の発行部数は年々大きく減少し、構造的な不況が続いています。

> p.12



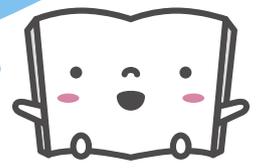
### 教科書取扱書店数の減少

全国の教科書取扱書店数の減少傾向が続いており、災害時の対応を含め、全国の子供たちへ確実に教科書を届けるという完全供給に支障をきたすおそれが出てきています。

> p.14~p.16

# 1

教科書の定価は、諸物価に比べて廉価です。



## 小学校1年生の教科書(入学時)

165円	225円	226円	
319円	337円	344円	922円

## 小学校1年生の学用品(一部)

体操ズボン・体操シャツ 3,938円	上履き 1,199円	体操帽子(赤白) 759円
鍵盤 ハーモニカ 7,260円	学習ノート(国語・算数) 418円	筆記用具 (筆箱、鉛筆、 消しゴム、定規) 2,354円

合計 2,538円

合計 15,928円

## 令和2年度用教科書の平均定価



### 小学校(全学年平均)

教科	書写	保健	図工	音楽	道徳	家庭	英語	算数	国語	地図	社会	理科	生活
平均定価	165円	219円	224円	226円	280円	288円	320円	395円	409円	485円	584円	893円	914円

### 中学校(全学年平均)

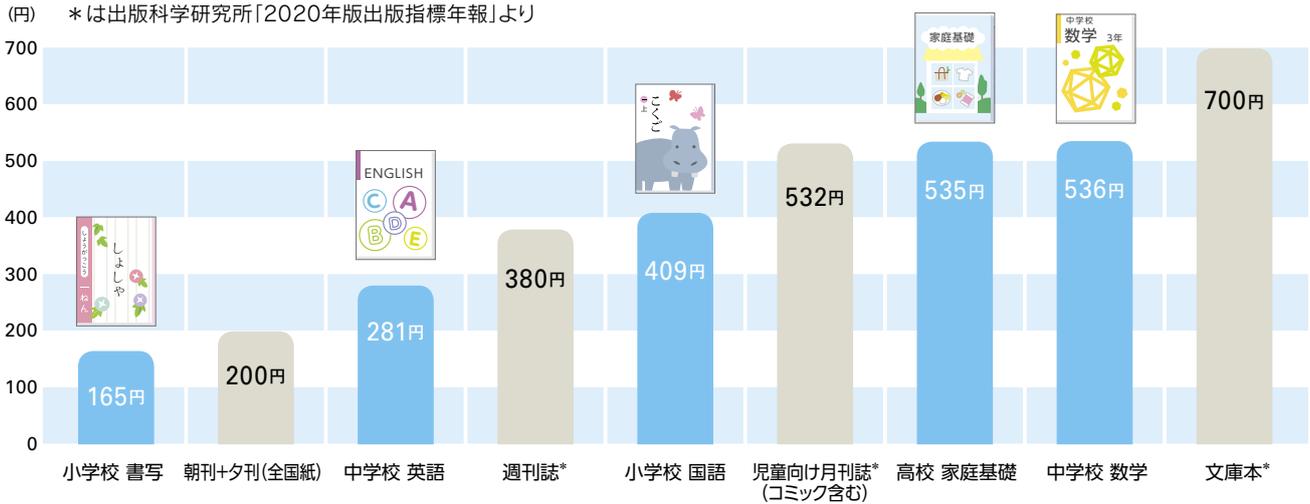
教科	音楽	英語	道徳	保健体育	美術	書写	数学	理科	技術・家庭	社会	国語	地図
平均定価	255円	281円	348円	421円	422円	437円	536円	620円	658円	775円	811円	1,102円

### 高等学校(種目平均)

教科	音楽I	家庭基礎	英語表現I	保健体育	現代社会	国語総合	世界史A	数学I	生物基礎	美術I	地図
平均定価	478円	535円	586円	636円	641円	674円	692円	733円	881円	1,069円	1,379円

※一般社団法人 教科書協会『令和2年度使用 教科書定価表』より

## 週刊誌や文庫本と比較しても廉価な教科書が数多くあります。



## 教科書発行者はコスト削減に努めていますが、適正な教科書定価の引き上げも必要です。

令和2年度の教科書定価は、小学校についてはページ数増加等を反映し、3.2%引き上げられました。一方で、中学校と高等学校については据え置きとなりました。

教科書発行者は、長年にわたり教科書の内容の充実に向けておりますが、教科書定価は「政策上公共料金として低廉とすること」とされており、週刊誌や新聞より低い定価の教科書も発行されています。そして、下記のグラフが示すように東京都最低賃金や給食費と比較しても、長い間低い水準の改定率で推移しています。

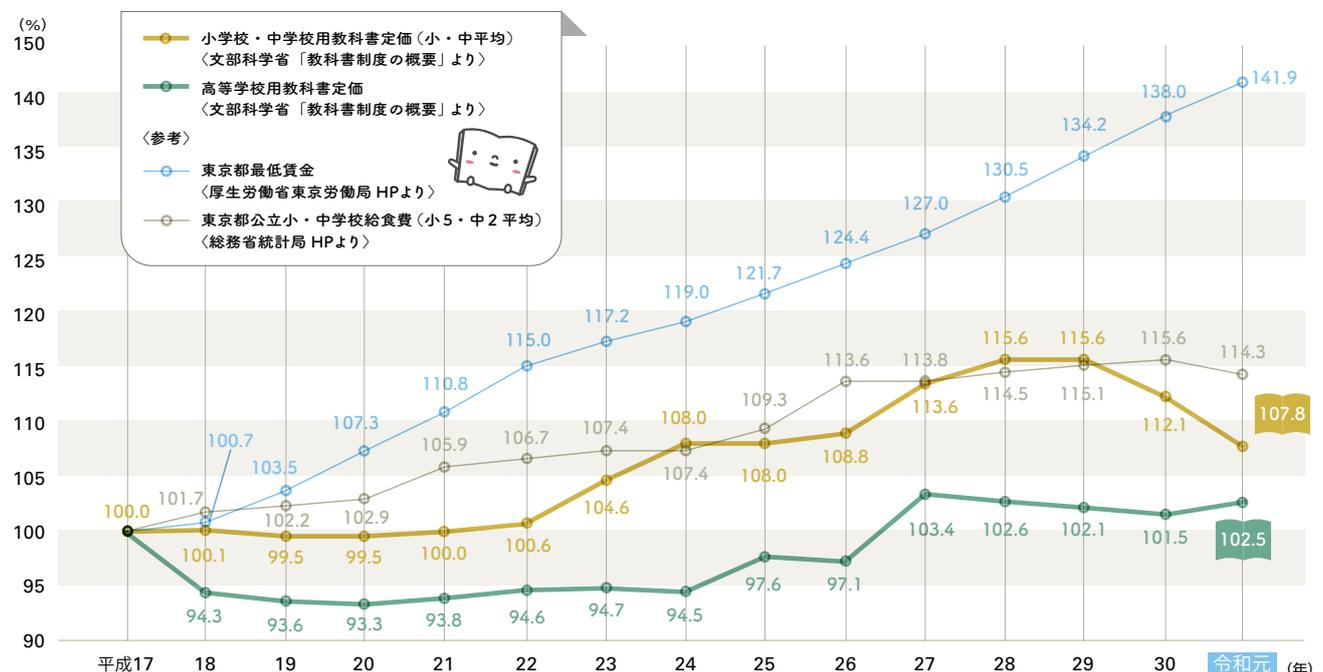
また、学校教育法の一部が改正された結果、紙の教科書と同一内容である学習者用デジタル教科書の併用が認められる

ことになり、多くの教科書発行者が学習者用デジタル教科書を発行しました。すでに、教科書発行者は年数をかけて学習者用デジタル教科書の研究開発やウェブサイト上での視聴覚教材の充実を図るため、多大な投資を行ってきています。

特に本年は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、多くの学校が臨時休業となる中、オンラインを利用した指導等に取り組んでいる学校もあり、その活用の重要性も増ってきています。

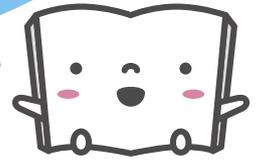
時代の要請に応え、かつ高品質の教科書の発行と完全供給を果たしていくためにも、物価水準や製造コスト等が適正に反映された定価の引き上げが必要です。

### ●● 平成17年度を100としたときの教科書の定価の推移



# 2

## 教科書のページ数は、増加し続けています。



### 学力向上を図るため、教科書は質・量ともに充実度を高めています。

およそ10年ごとに行われる教育課程の改訂などに伴い、教科書のページ数は、増加し続けています。増加の割合は、以下のようになっています。

- 小学校 47.1%増(道徳・英語を除く) 平成17年度比
- 中学校 36.7%増(道徳を除く) 平成18年度比
- 高等学校 16.3%増 平成23年度比

※教科書のページ数は文部科学省「教科書目録」による。

これは、学力向上を図るために学習指導要領の内容が充実したことに加えて、児童生徒のわかりやすさ・学びやすさや

ユニバーサルデザインを追求して、教科書の記述やレイアウトが工夫されたことなどによるものです。

教科書の編集・制作・製造にかかる費用も、当然ながら格段に増大しています。これにより、教科書発行者の経営は圧迫されています。

教科書発行者が、時代の変化に対応しつつ、今後も質の高い教科書をつくり続けていくためには、教科書定価の適正な設定が不可欠な状況となっています。

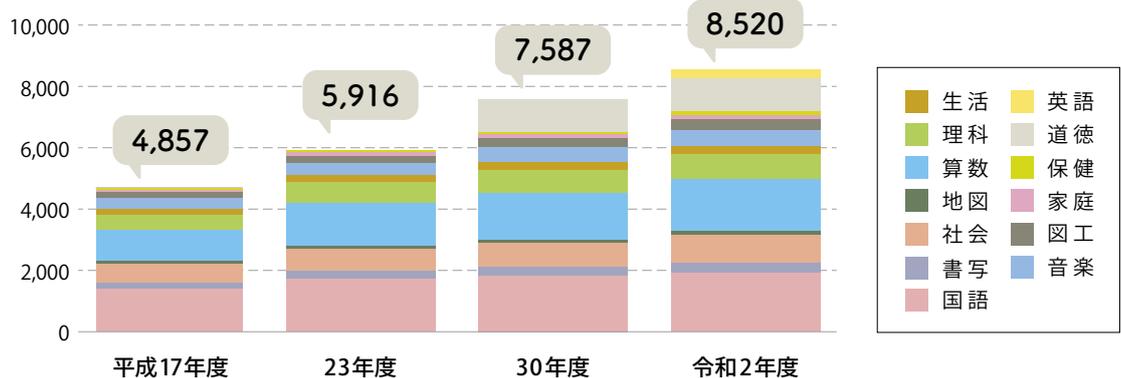


### 教科書のページ数の推移

#### 小学校

【全教科、1～6年合計、各社平均】

(ページ数)



(単位: ページ)

教科	国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	保健	道徳	英語	合計
平成17年度	1,429	233	637	68	1,075	491	196	372	192	100	64	—	—	4,857
23年度	1,719	258	734	80	1,422	659	233	407	224	110	70	—	—	5,916
30年度	1,827	284	795	90	1,525	763	255	479	302	122	80	1,065	—	7,587
令和2年度	1,919	324	921	111	1,681	814	267	504	361	142	104	1,079	293	8,520

※平成30年度の道徳を除いた合計は6,522で、対17年度比は134.2%、対23年度比は110.2%。

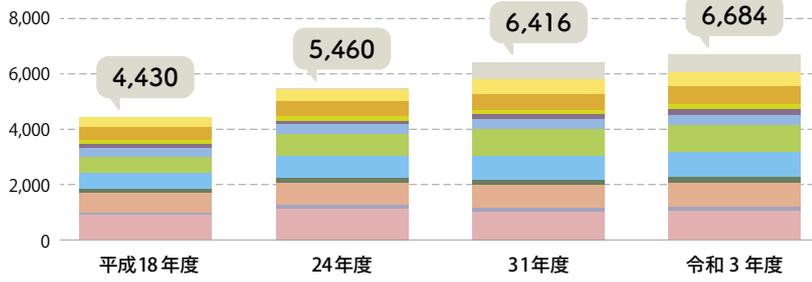
※令和2年度の道徳と英語を除いた合計は7,148で、対17年度比は147.1%、対23年度比は120.8%。

対17年度比  
**175.4%**

## 中学校

【全教科、1～3年合計、各社平均】

(ページ数)



(単位：ページ)

教科	国語	書写	社会	地図	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語	道徳	合計
平成18年度	886	107	702	142	595	566	332	110	147	470	373	—	4,430
24年度	1,132	119	821	150	795	820	347	129	167	522	458	—	5,460
31年度	1,017	129	845	180	862	952	383	169	179	561	506	633	6,416
令和3年度	1,043	145	878	190	909	962	391	190	202	623	523	628	6,684

※平成31年度の道徳を除いた合計は5,783で、対18年度比は130.5%。

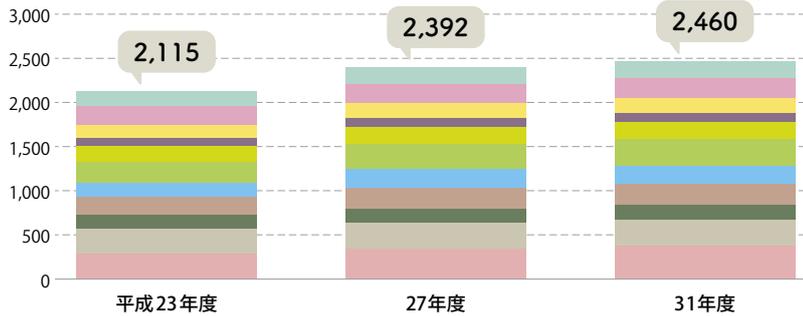
※令和3年度の道徳を除いた合計は6,056で、対18年度比は136.7%。

対18年度比  
**150.9%**

## 高等学校

【主な教科(国語、地理歴史、地図、公民、数学、理科、保健体育、芸術、英語、家庭、情報)、1冊あたり、各社平均】

(ページ数)



(単位：ページ)

教科	国語	地理歴史	地図	公民	数学	理科	保健体育	芸術	英語	家庭	情報	合計
平成23年度	291	277	160	199	160	239	175	95	142	219	158	2,115
27年度	349	285	165	236	206	288	186	106	160	225	186	2,392
31年度	376	287	172	239	209	300	186	110	162	232	187	2,460

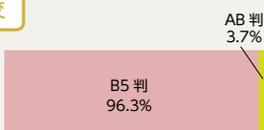
対23年度比  
**116.3%**

### 教科書の大判化

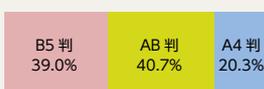
学習指導要領の内容の充実、記述やレイアウトの工夫に伴い、教科書は大判化の傾向にあります。

#### 小学校

平成17年度

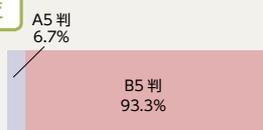


令和2年度

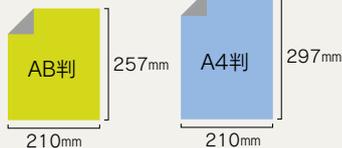
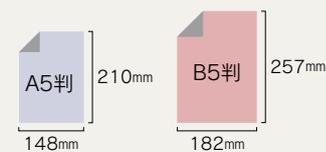
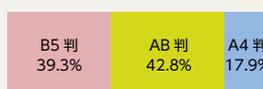


#### 中学校

平成18年度



令和3年度

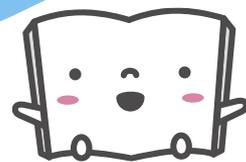


教科書用紙の軽量化への努力も続けられています。



## 3

# 教科書の編集・制作には、 多大な労力とコストが かかります。



教科書が児童生徒の手に届くまでには、  
多くの人が編集・制作に関わり、4年もの歳月がかかります。

教科書は、教科書発行者が学習指導要領に基づいて著作・編集をしています。各発行者は、それぞれの編集方針に従って、執筆者などと編集会議を重ね、内容を精査し、原稿執筆・検討を行っていきます。関連する領域の専門家は多岐におよぶため、1冊の教科書に携わる著作編集関係者が100人を超えることも珍しくありません。

本文記述とともに、図表・写真・挿絵なども準備します。効果的に教科書紙面を展開するため、図書設計・レイアウトも工夫しています。これらの作業には外部のデザイナー・イラストレーター・カメラマンなどの協力が欠かせません。

また、教科書には様々な著作物(小説・随筆・詩などの文芸作品や絵画・写真、楽曲など)を掲載します。その著作権者に支払う掲載補償金も発生します。また、掲載にあたって著作者(著作物を学校教育の目的上やむを得ない範囲を超えて改変して

掲載する場合)や著作権者(非公表の著作物を利用する場合)、所有者の許諾が必要となる場合もあります。1つの著作物に複数の許諾が必要となるものもあり、多くの時間と労力を必要とします。これらの費用は教科書発行者の大きな負担となっています。近年では、デジタル教科書の制作も加わり、その負担はさらに大きくなっています。

こうして完成した教科書は、文部科学省に検定申請されます。文部科学省では検定基準に則って審査が行われ、合格・不合格が決定されます。検定合格した教科書は、全国各地で使用する教科書を決定するための採択を経て、ようやく児童生徒の手に届けられることとなります。

このように教科書は、編集の開始から児童生徒の手に届くまでに4年もの歳月を要します。その間、編集制作費や人件費など多額の先行投資が必要とされます。

## 1～2年目 STEP①：調査・編集(検定提出まで2年で行います)

編集者



●**企画(調査含む)スタート**  
数年先に使用されることを考え合わせ、綿密な調査を実施。すべての児童生徒にわかりやすい教科書を目指し、多角的に検討して企画を立案。

編集委員



●**原稿執筆と審議**  
多数の著者による原稿の執筆と、編集会議などでの原稿審議を繰り返し実施。多くの時間をかけて、最終原稿を作成。

デザイナー・イラストレーター・カメラマン



●**図版・資料の作成とレイアウト**  
学びやすく理解しやすい挿絵や写真の作成と、紙面デザインの設計。著作物の掲載には多大な労力と時間、コストが必要となる。

校正・校閲者



●**誤りをなくすための  
厳重な確認作業**  
誤った記載や誤解を与える記述などをなくすための確認作業を、多人数で複数回実施。



## 新学習指導要領の実施に向けた教科書の制作スケジュール

		2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)		
小学校			調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始						
中学校			調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始						
高等学校	低学年用		調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始						
	中学年用											
	高学年用											

学習指導要領は、ほぼ10年ごとに改訂されます。新学習指導要領は、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施、高等学校では令和4年度の入学生から年次進行で実施されます。

新学習指導要領では、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められています。また、外国語教育の全面的な見直しを図られ、小学校3・4年で『外国語活動』が始まり、これまで小学校5・6年で行われていた『外国語活

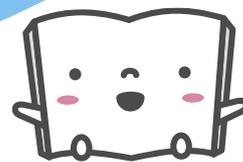
動』が、教科として『外国語』となりました。高等学校では教科の見直しが図られ、科目の再編が行われるほか、新科目も設置されます。

学習指導要領の告示から検定申請までおよそ2年であり、この2年間という短い期間ですべての編集作業を行うことになります。

各発行者では、新学習指導要領が求める多種多様な学びを実現するため創意工夫を重ね、よりよい教科書づくりを行っています。

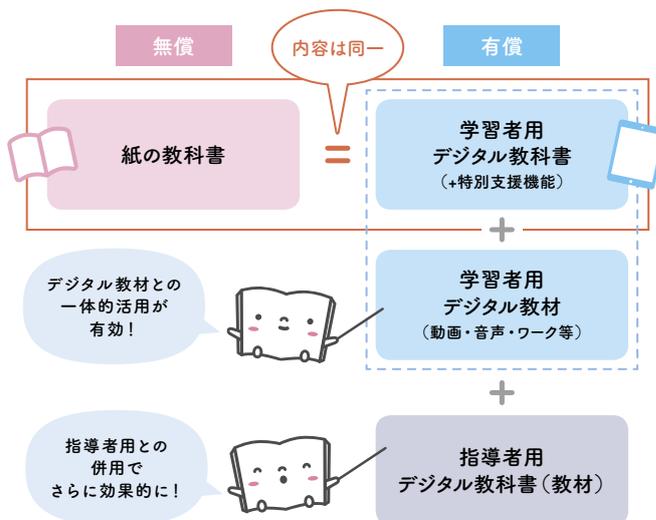


## 4

紙の教科書だけでなく、  
デジタル教科書の開発や  
発行にも取り組んでいます。

## 紙の教科書と「デジタル教科書」が併用できるようになりました。

デジタル教科書には、小・中学校で普及が進んでいる「指導者用デジタル教科書(教材)」と、児童生徒が使用する「学習者用デジタル教科書」(以下、デジタル教科書)があります。平成30年5月、必要に応じてデジタル教科書を紙の教科書に代えて使用できる「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成31年4月1日施行)が成立しました。令和元年度からは、教育課程の一部においてデジタル教科書を紙の教科書と併用して使用でき、また、視覚障害や発達障害などをもつ児童生徒には、教育課程の全部においてデジタル教科書を使用できるようになりました。



## デジタル教科書・教材は、子供たちの学びを深めます。

現在、「ICTを活用した教育」の進展により、授業におけるデジタル教科書・教材の活用が進みつつあります。文部科学省の検討会議等では、ICTを活用した学習は児童生徒の学習意欲を高め、「主体的・対話的で深い学び」や特別支援教育などに効果があると報告されています。

今後は、さらにデジタル教科書が活用できるよう、ICT環境の整備や供給方法などの検討を行うとともに、指導法の研究や普及を進めることが求められています。



「学習者用デジタル教科書ガイドブック」  
デジタル教科書について詳しく説明しています。  
<http://www.textbook.or.jp/publications/index.html>

● 教科書には二次元コード等が  
掲載されます。

令和2年度から使用される新学習指導要領対応の教科書では、二次元コード等から教科書発行者が管理するウェブサイトへリンクし、教科書の内容に関連した音声・動画や外部リンク等を利用できるようになりました。児童生徒が教科書以外の内容や情報に触れることで学習を深められるというメリットがある一方、無償のコンテンツであるにもかかわらず、音声・動画の制作や、外部リンクのメンテナンス、検定申請時の資料作成など、これまでにはなかった労力とコストがかかっています。



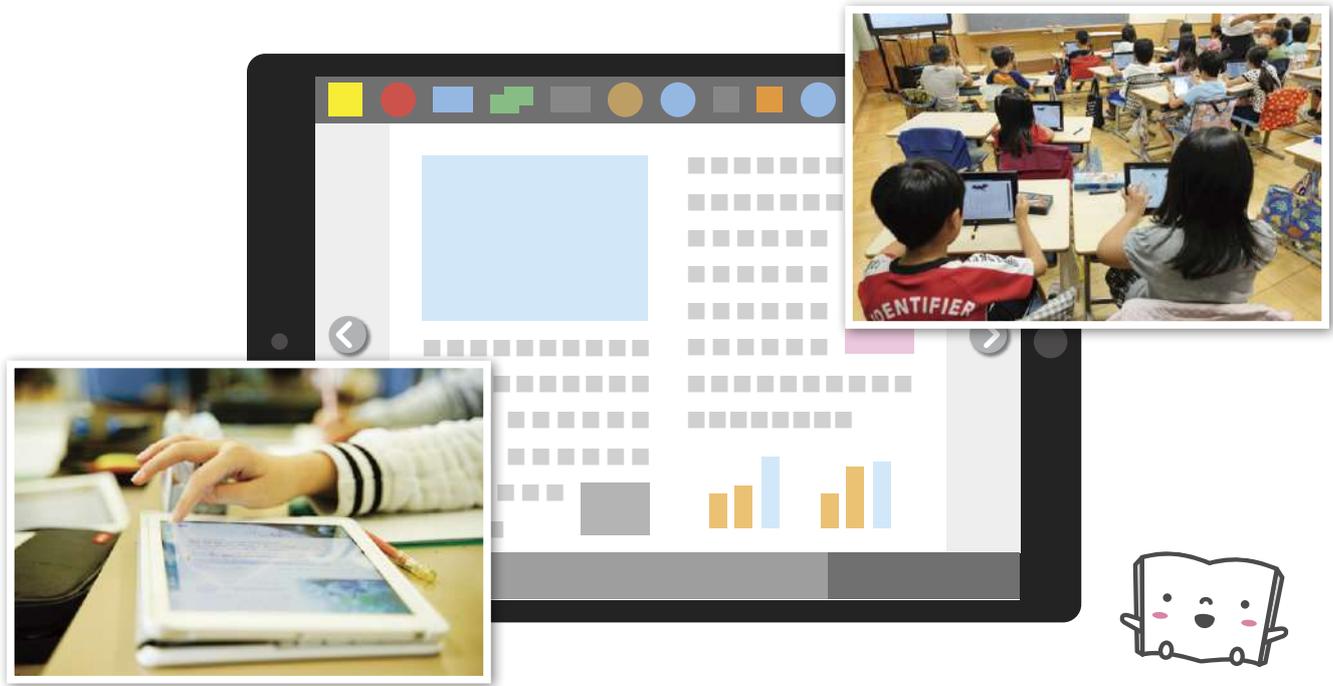
# デジタル教科書・教材には、様々な課題があります。

## すべての児童生徒が使えるビューアの開発

教科や学年、習熟度、様々な特性などにかかわらず利用できるユニバーサルデザインに配慮したビューアやユーザーインターフェースの開発を目指しています。

## 指導方法の研究と学校現場への普及・研修

デジタル教科書を使って効果的な指導ができるよう、各教科におけるカリキュラム作成や指導方法の研究が不可欠です。同時に、学校現場への普及・研修などが必要となります。



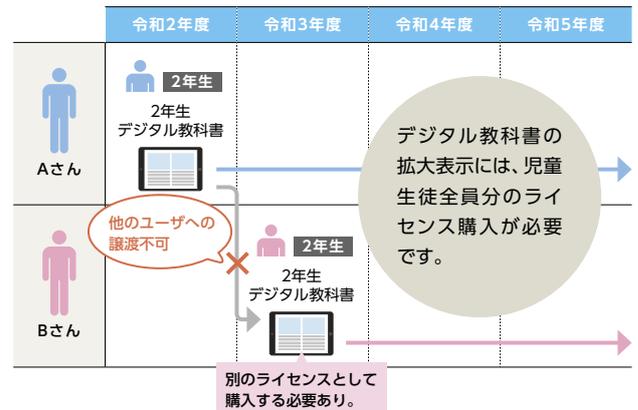
## デジタル教科書とデジタル教材等との連携

教科書に関連した資料や教材を、デジタル教材として幅広く提供できるように開発を進めるとともに、デジタル教科書とシームレスに連携して活用できるように配慮しています。



## 確実な供給（配信）のための基盤整備

全国の児童生徒が確実に利用できるようにするために、供給（配信）方法の検討や基盤整備が必要です。また、導入後の更新や保守・管理のルールの策定が求められています。



## 低廉に供給するためのコスト構造の検討

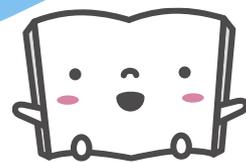
デジタル教科書の開発や供給、管理・運用には多大な労力とコストがかかります。良質なデジタル教科書を誰でも利用できるよう、適切なコスト構造の検討・構築が求められています。

## GIGAスクール構想との連携

デジタル教科書を安全かつ快適に、そして効果的に活用するために、児童生徒1人1台端末などの環境整備を目指すGIGAスクール構想との連携による普及が求められています。

## 5

## 教科書のバリアフリー化を推進しています。



## 教科書デジタルデータの提供、拡大教科書の発行を行っています。

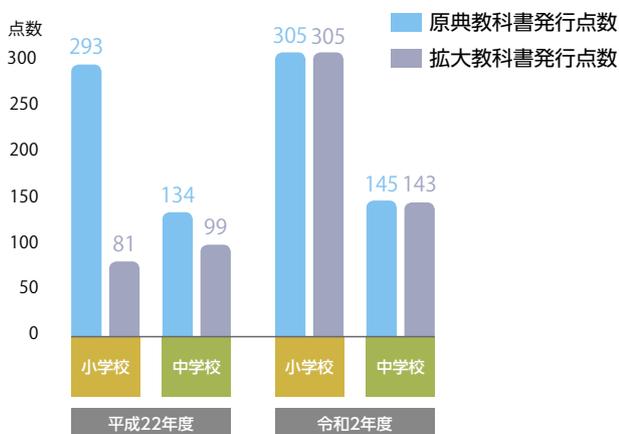
拡大教科書や点字教科書、音声教材など、児童生徒の障害やその他の特性に応じて、検定済教科書に代えて使用する図書などを「教科用特定図書等」といいます。

平成20年6月には、教育の機会均等を実質的に保障するために、「教科書バリアフリー法」（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律）が定められました。

この法律に基づいて、教科書発行者は、ボランティア団体等による「教科用特定図書等」の作成を支援するため、文部科学省を通して教科書のデジタルデータを提供しています。

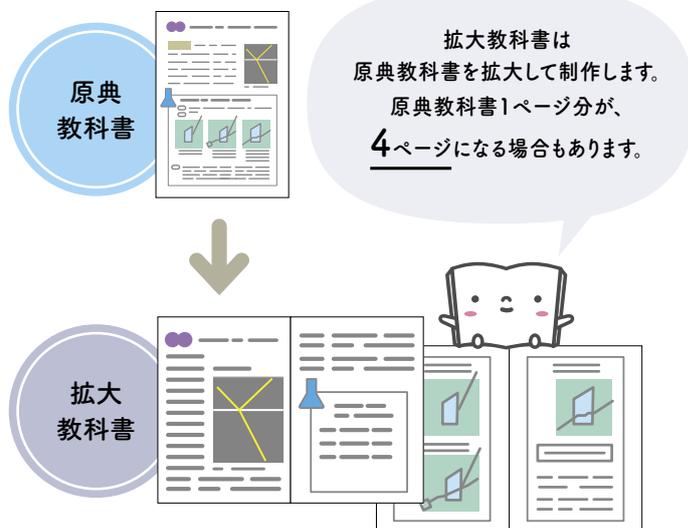
同時に、小・中学校教科書については、ほぼ全点について拡大教科書を発行しています。また、高等学校教科書については、拡大教科書の発行とともに、タブレット端末を活用した教科書紙面の拡大表示での対応にも積極的に協力しています。

## ●● 小・中学校における拡大教科書の発行状況



※文部科学省「教科書目録」（令和2年4月）などより

## ●● 原典教科書（検定済教科書）と拡大教科書の紙面の例



## ●● ユニバーサルデザインを意識して、教科書の編集を進めています。

年齢や性別、障害、国籍や文化などにかかわらず、多くの人にとってわかりやすいデザインをユニバーサルデザインといいます。教科書発行者は、ユニバーサルデザインに配慮した配色にしたり、ユニバーサルデザインフォント（UDフォント）を使用したりするなど、児童生徒がより使いやすくより学びやすい教科書になるように、さらなる工夫を重ねています。



## 検定済教科書 1冊に対して、何冊もの拡大教科書が必要になります。

拡大教科書とは、主として弱視の児童生徒が使用する教科書で、検定済教科書の文字や図形を拡大する際には、それぞれの判型にあわせて文字の大きさやフォントを変えるなど、レイアウトし直す必要があります。その結果、ページ数が増え、

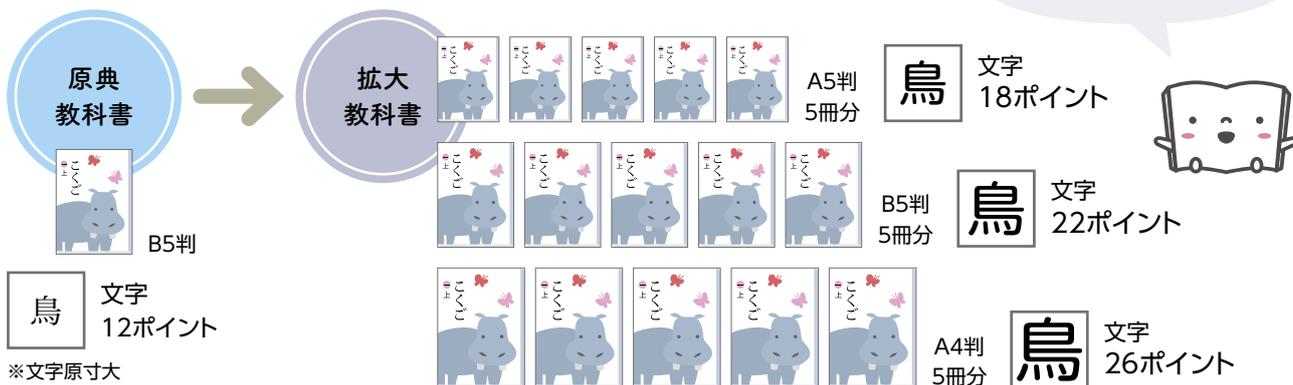
1冊の教科書が何冊にもなることがあります。

また、文字の大きさ別に3種類の発行が標準とされているため、原典教科書1点ごとに準備する拡大教科書の種類は、さらに多くなります。

### ●● 原典教科書と拡大教科書の冊数と判型

文字の大きさ別に3種類の発行が標準とされています

原典教科書1冊に対して、何冊もの拡大教科書を制作しています。



## 拡大教科書の発行には、編集・制作から供給までの環境の整備が必要です。

教科書発行者は、児童生徒の障害の実態に対応して、拡大教科書を編集・制作しています。

拡大教科書は、効果的・効率的に学習ができるよう配慮した教科書の意図を損なわないように再編集するため、検定済教科書の編集・制作と同様に時間と労力を要します。

少部数の発行のため1冊あたりの原版制作原価も高額となり、印刷単価も割高になります。さらに、拡大教科書発行に伴って著作権者に支払う掲載補償金も発生します。教科書変更や

発注時のミス等による返品のコストも教科書発行者の負担です。

このように、少部数の発行に伴って様々な問題が生じるため、教科書のバリアフリー化をさらに進めるには、編集・制作から供給までのすべての面において、国と教科書発行者との相互努力による環境整備が必要です。

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。教科書発行者は、多様な「教科用特定図書等」の普及のために、今後もさらに努力を続けてまいります。

## 化学物質過敏症への対応本の作成も進めています。

現在、化学物質過敏症に悩まされている多くの児童生徒がいます。

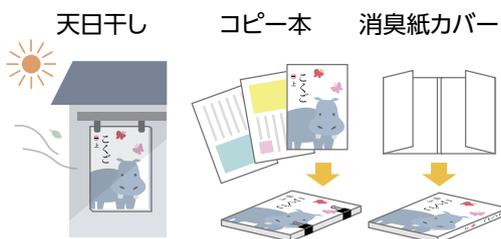
こうした児童生徒に対しては、文部科学省の委託を受けて、教科書協会を通して、教科書発行者に特別な処理を施した対応本を依頼し、提供しています。

化学物質過敏症は、原因となる化学物質や症状が人によって異なります。そのため、児童生徒一人ひとりの症状に応じて、天日干しやコピー本(カラー・白黒)・消臭紙カバーの中からもっとも適した対応本を選択し、きめ細かな対応を行っています。

令和元年度には、延べ199人の児童生徒に対応本を提供しました。

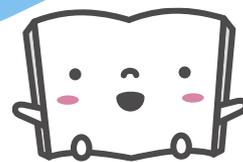
### ●● 化学物質過敏症への対応の例

一人ひとりにきめ細やかな対応を



# 6

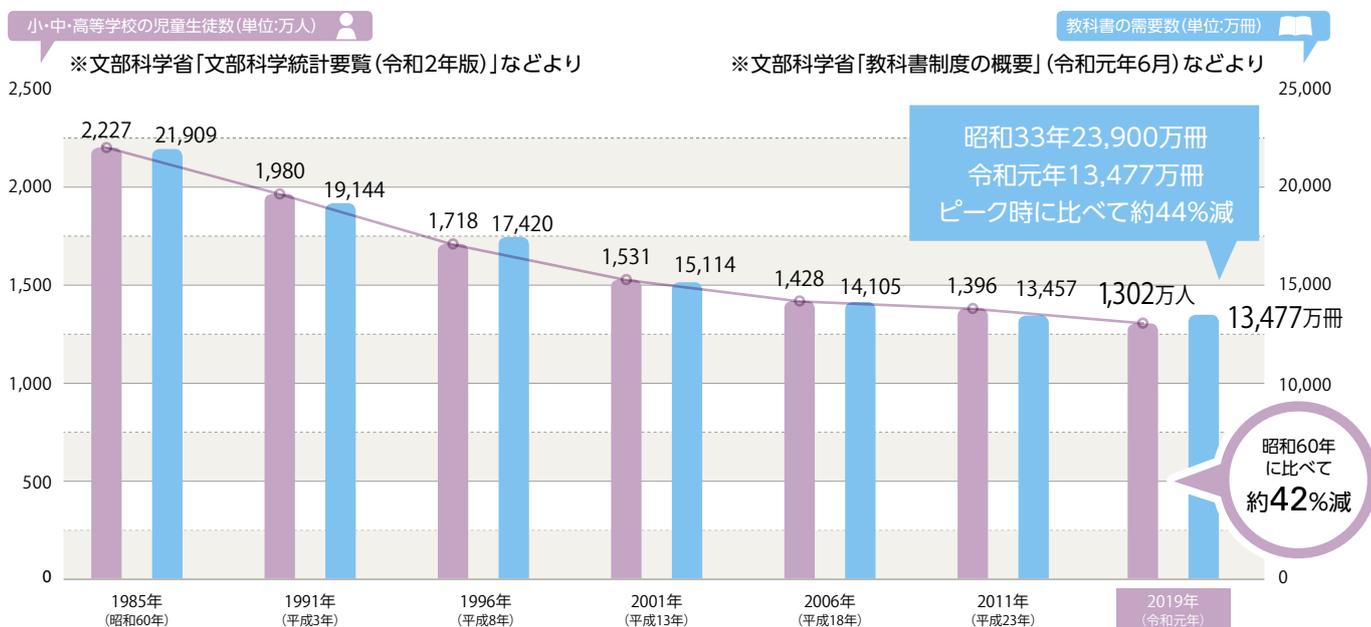
## 児童生徒数の減少は、教科書の発行に深刻な影響を与えています。



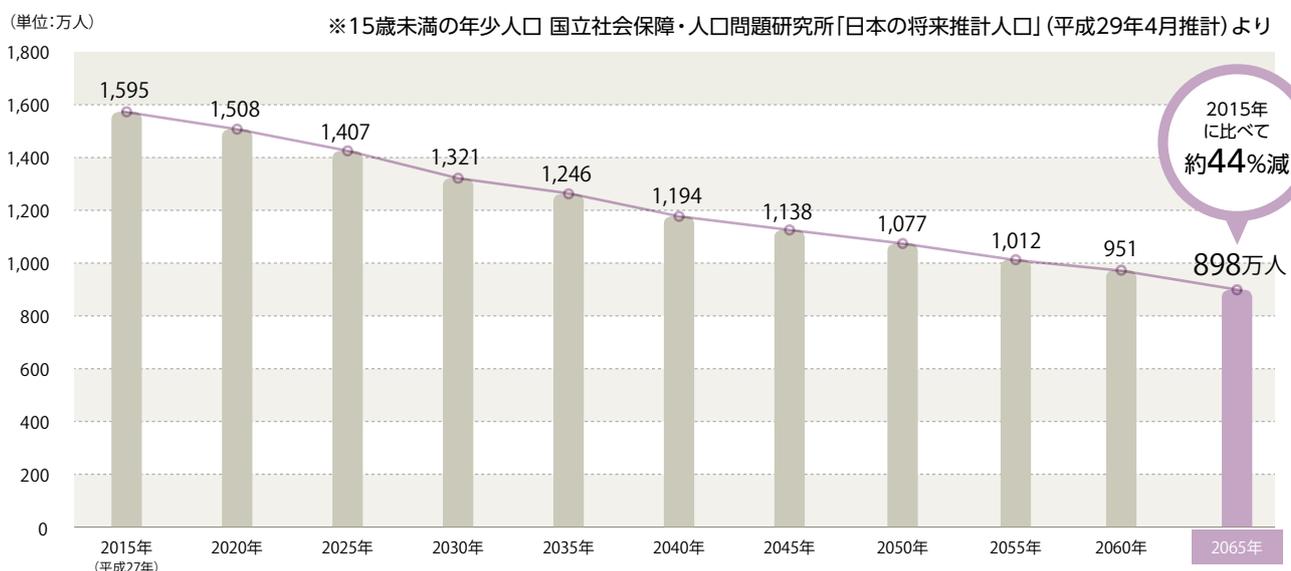
### 教科書の需要数は減少の一途をたどっています。

長期にわたる児童生徒数の減少により、教科書の需要数も減少の一途をたどっています。今後も、少子化の進行に歯止めがかからないことが予測されています。このような状況も、教科書の発行に深刻な影響を与えています。

#### ● 児童生徒数、教科書需要数の推移



#### ● 将来年少人口の推移(推定)





## 教科書の利用と許諾

教科書は創作性のある著作物で、多くの著作権者がいます。教科書を利用するには原則「許諾」が必要です。

① 教科書を利用して何を作られますか	② 教科書のどの部分を利用されますか	③ 作成したものをどのように利用されますか																		
<p>——— 図書・教材類 ———</p> <table border="1"> <tr> <td>書籍</td> <td>雑誌</td> <td>研究冊子</td> </tr> <tr> <td>参考書</td> <td>問題集</td> <td>テスト類</td> </tr> <tr> <td>宣伝パンフ</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table> <p>— 視聴覚・マルチメディア教材類 —</p> <table border="1"> <tr> <td>CD音声教材</td> </tr> <tr> <td>ビデオ・DVD教材</td> </tr> <tr> <td>パソコンソフト教材(CD-ROM)</td> </tr> <tr> <td>ネット配信教材</td> </tr> </table>	書籍	雑誌	研究冊子	参考書	問題集	テスト類	宣伝パンフ	その他		CD音声教材	ビデオ・DVD教材	パソコンソフト教材(CD-ROM)	ネット配信教材	<table border="1"> <tr> <td>表紙</td> </tr> <tr> <td>組み立て・構成(単元・章名など)</td> </tr> <tr> <td>文章</td> </tr> <tr> <td>図版(写真・イラスト・地図など)</td> </tr> <tr> <td>書名・発行社名</td> </tr> </table> <p>※商標・商号権を侵害する恐れがあります。</p> <p>※全文利用は教科書発行者から管理委託を受けていないので許諾できない場合があります。</p>	表紙	組み立て・構成(単元・章名など)	文章	図版(写真・イラスト・地図など)	書名・発行社名	<p>企業・塾などでの販売・頒布</p> <p>教科書著作権協会への許諾申請が必要です。</p> <p>学校や公共機関などでの利用</p> <p>教科書著作権協会への許諾申請が必要です。ただし、著作権法により許諾申請を行わなくても利用できる場合があります。</p> <p>個人としての私的な利用</p> <p>許諾申請を行わなくても利用できる場合が多くありますが、利用の仕方によっては申請が必要となります。たとえ、非営利目的であっても、第三者にコピーして配布したり、自分のホームページに掲載する場合は許諾が必要となります。</p>
書籍	雑誌	研究冊子																		
参考書	問題集	テスト類																		
宣伝パンフ	その他																			
CD音声教材																				
ビデオ・DVD教材																				
パソコンソフト教材(CD-ROM)																				
ネット配信教材																				
表紙																				
組み立て・構成(単元・章名など)																				
文章																				
図版(写真・イラスト・地図など)																				
書名・発行社名																				

※一般社団法人教科書著作権協会の資料から作成

### ●著作権法(抄録)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業が続く中、「オンライン授業」などを実施しやすくするために、授業目的公衆送信補償金制度が当初の予定を早めて令和2年4月28日から施行されています。

#### 第三十五条(学校その他の教育機関における複製等)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物とその原作品若しくは複製物を提供し、若

しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

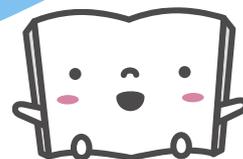
#### 第三十八条(営利を目的としない上演等)

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。



## 7

# 教科書の供給システムは、日本の教育を支える重要なインフラです。

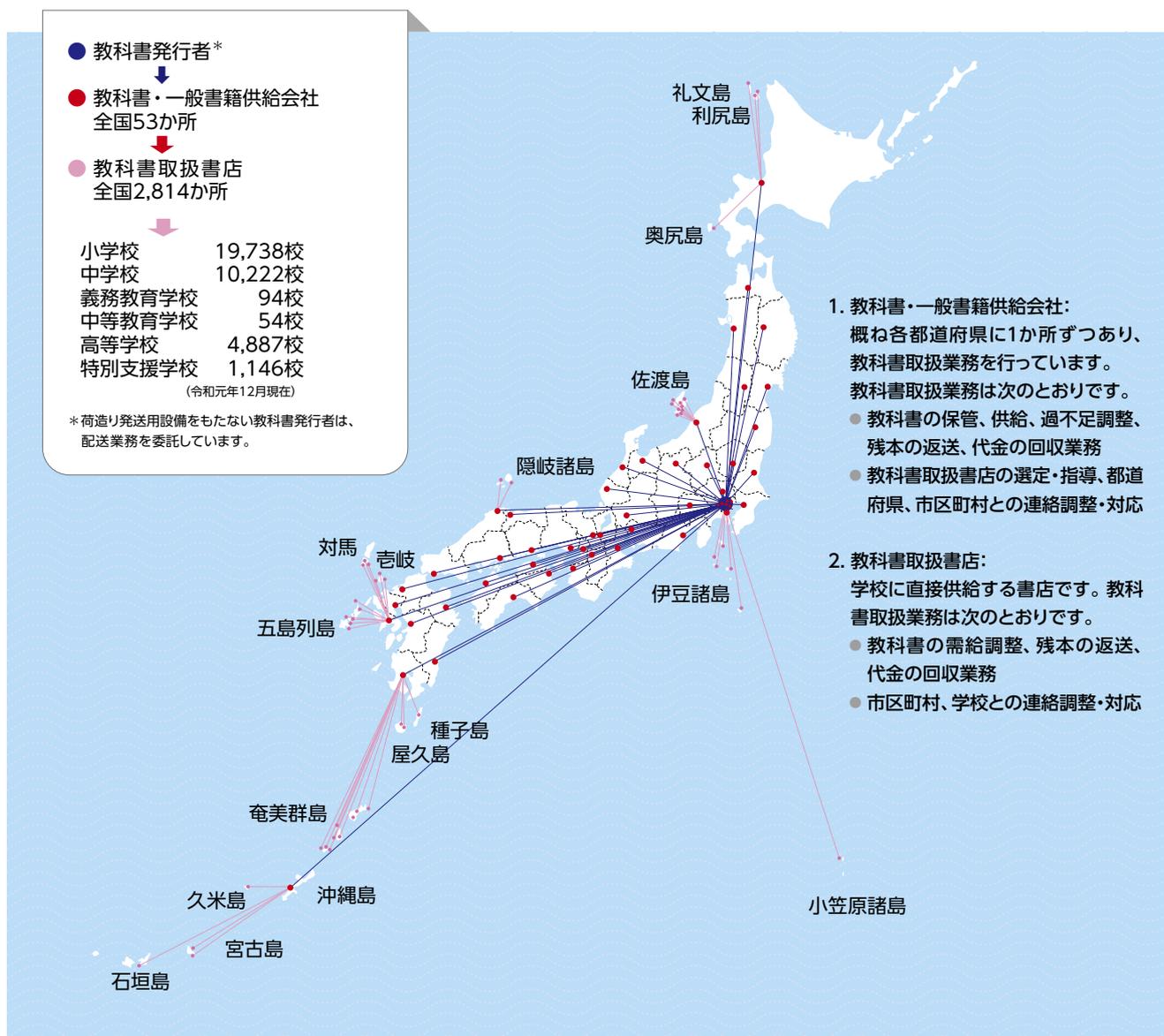


## 教科書の完全供給は、教科書発行者の責務です。

教科書発行者は教科書をつくるだけでなく、供給する責任と義務を負っています。これは、「教科書の発行に関する臨時措置法」で定められています。どれほど質の高い教科書をつくっても、全国の児童生徒の手に確実に届けられなくては意味がありません。

ただし、教科書発行者自らが全国すべての学校に教科書を迅速かつ正確に届けることは事実上不可能です。そのため、全国の教科書供給会社と供給契約を締結して、この責務を履行しています。

### 教科書供給のしくみ ※教科書発行者が東京にある場合の例です。



## 全国すべての学校に、定められた時期に、確実に供給しています。

全国で、小学校は19,738校、中学校は10,222校、義務教育学校は94校、中等教育学校は54校、高等学校は4,887校、特別支援学校は1,146校あります(令和元年12月現在)。離島や山間へき地にも学校はあり、これらすべての学校に対して、教科書は完全供給されています。

新年度の始まる4月にあわせて、児童生徒用と教師用の教科書が間違いなく学校に届けられていることが必須です。

全国すべての学校に届けてるんだ！



## 多種多様な教科書の供給に対応しています。

教科書は、校種・教科ごとに多くの種類が存在しています。

公立の小・中学校で使用される教科書は、各都道府県・市区町村教育委員会で定められた教科書採択地区において決定されます。その地区数は全国で581にもなります(令和2年4月現在)。

また、高等学校や国私立の小・中学校では、学校ごとに採択が行われています。このため、教科書の供給形態は複雑で多岐にわたります。

## 転出・転入や災害滅失・毀損などの状況に対応しています。

転校生への迅速な対応も重要です。転出・転入は年間を通していますが、特に3月・4月は保護者の転勤などの事情により多くなります。

また、地震・風水害などの大規模自然災害や火災などにより教科書を滅失・毀損した場合にも、被災した児童生徒の教科書

を速やかに供給しています。

教科書発行者・供給会社・取扱書店は、児童生徒がいつでも転出・転入しようとも、また、自然災害で教科書を滅失・毀損しようとも、完全供給を責務として、日々業務の遂行に努めています。

## 教科書の完全供給の維持には、様々な課題があります。

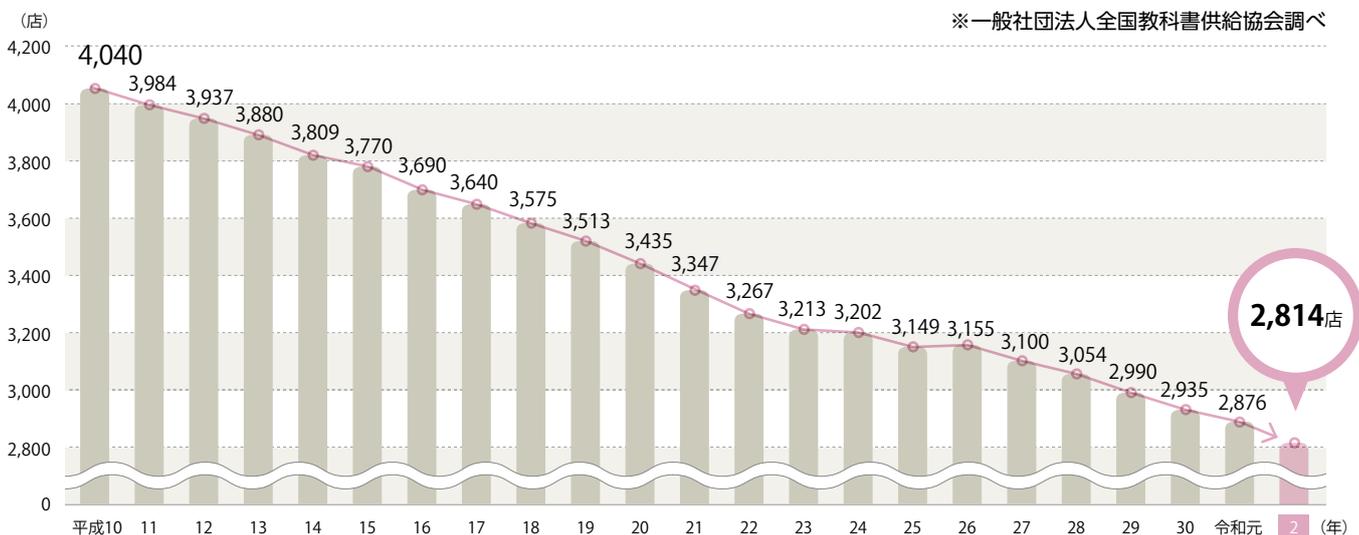
教科書の完全供給という大切な業務を担っている各都道府県の教科書供給会社および教科書取扱書店は、効率化を図りながらサービスの向上に努めていますが、児童生徒数の減少という構造的な不況、低廉な教科書定価の影響により、厳しい経営状況にあります。

また、教科書取扱書店においても、後継者不足、複雑な供給

形態への対応などにより経営の維持が年々厳しくなり、教科書の取り扱いの辞退や廃業が続いています。そのために、教科書供給会社の負担がさらに増加するという事態も生じています。

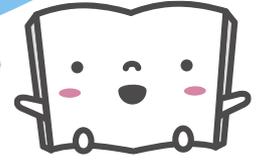
現行の教科書完全供給システムを安定的に継続させるためにも、教科書の適正な価格設定が望まれます。

### ●教科書取扱書店数の推移



# 8

## 被災地への補給にも 万全を期しています。

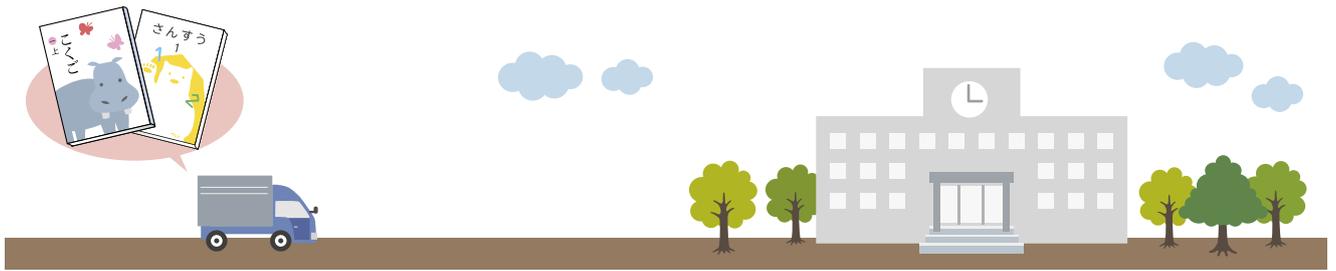


今から9年前の平成23年3月11日の東日本大震災では、児童生徒へ供給される前の教科書約50万冊が、教科書供給会社および教科書取扱書店において滅失・毀損しました。主要な製紙会社やインキ工場も被災したため、教科書発行者は、全国を奔走して用紙やインキを調達、直ちに追加製造を開始し、始業式までに被災地への供給を無事完了しました。

供給後の教科書についても、平成28年4月の熊本地方を震源とする地震(熊本地震)や、平成30年7月の西日本豪雨、9月の北海道胆振東部地震、令和元年の台風15号・19号などのように

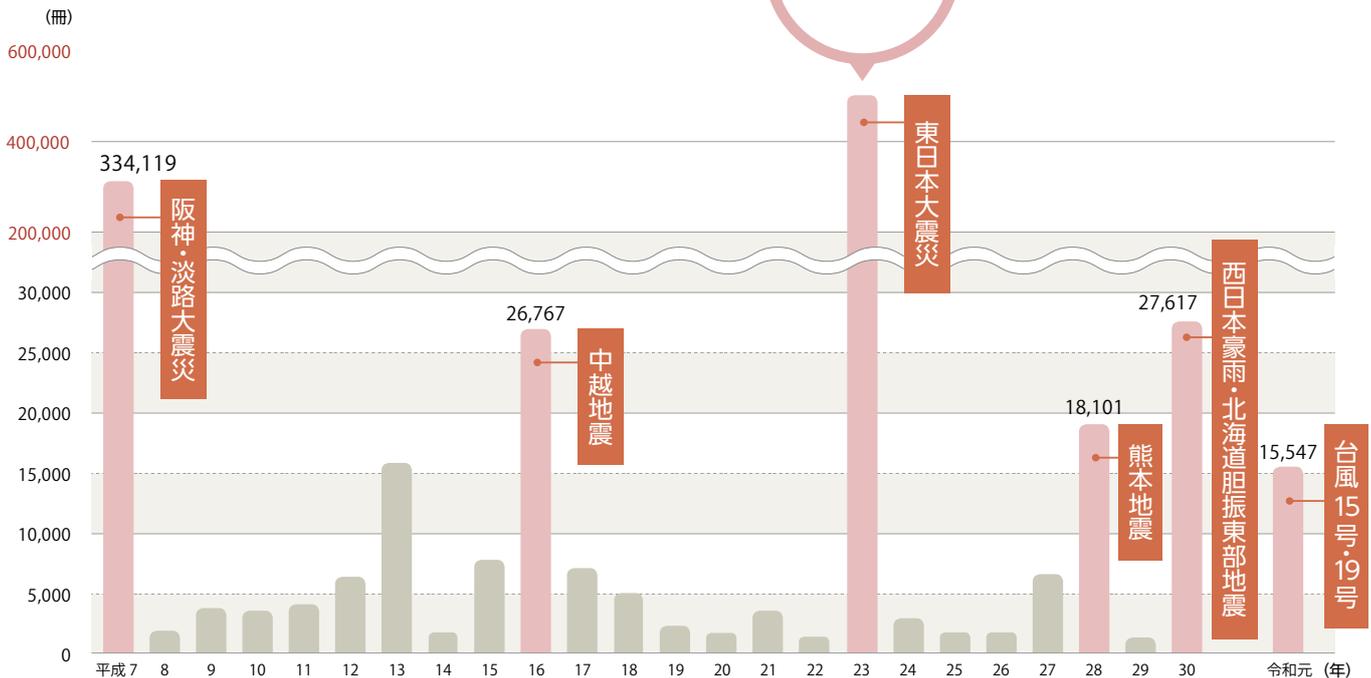
毎年発生する自然災害において、そのつど「転学等対応本(常備本)」などによりすばやく教科書を補給しています。

災害補給教科書には、災害救助法適用と災害救助法非適用の2種類のケースがあります。前者の場合は、当該都道府県や国から教科書代金が支払われて補給を行います。後者の場合で、「教科書購入が困難(要保護・準要保護)」であることを当該市区町村教育委員会が認めるときは、教科書発行者が代金を負担して補給を行います。



● 災害補給教科書の供給冊数(教科書協会の集計)

508,998冊



# 教科書協会の活動の紹介

「教科書協会」は、昭和28(1953)年に、教科書発行者が集まって発足しました。各教科書発行者が協力体制を敷き、文部科学省と常に連携を図りながら教科書の質的向上と教科書発行事業に関する調査・研究にあたっています。

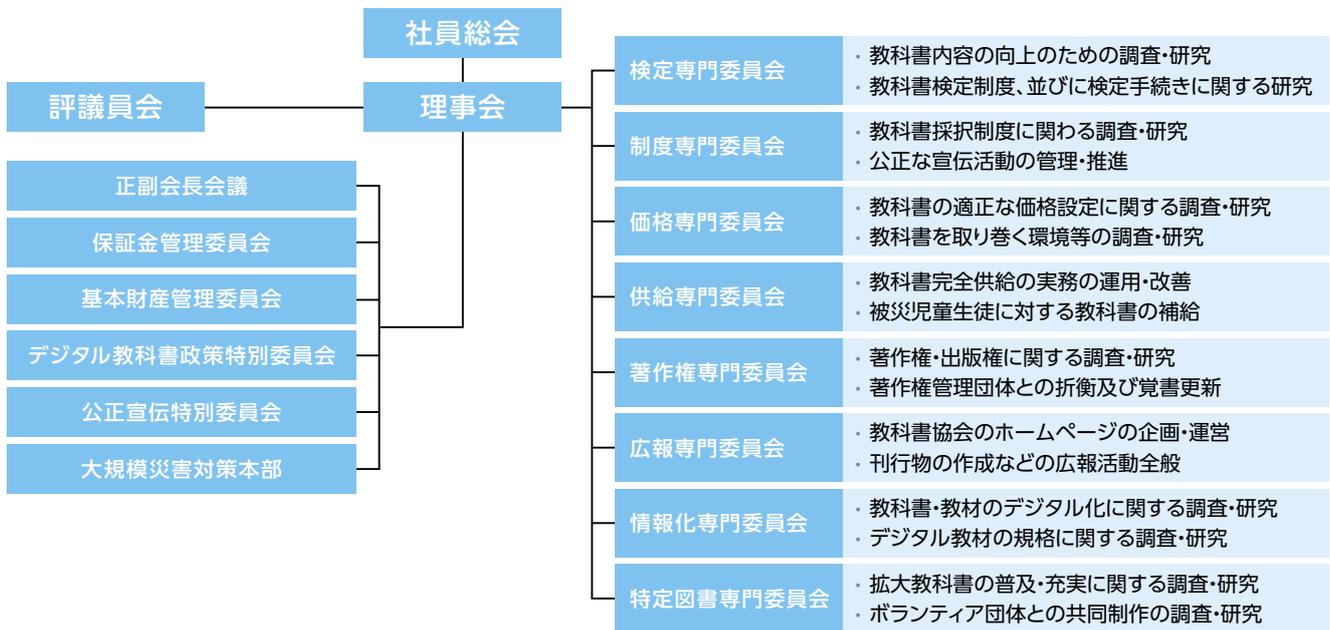
もっと詳しく知って  
もらいたいな!



## 委員会での活動

教科書発行にかかわる具体的な事項について8つの専門委員会が中心となって調査・研究を行っています。また、その経過報告、連絡・調整を、理事会にて行っています。事案により、特別委員会において調査・研究を行っています。

## 8つの専門委員会と主な活動



## 教科書発行者 一般社団法人 教科書協会会員・准会員

(令和2年4月)

発行者の番号・略称	発行者	発行教科書の種類
2 東書	東京書籍(株)	小 中 高 特
4 大日本	大日本図書(株)	小 中
6 教図	教育図書(株)	中 高
7 実教	実教出版(株)	高
9 開隆堂	開隆堂出版(株)	小 中 高
11 学図	学校図書(株)	小 中
15 三省堂	(株)三省堂	小 中 高
17 教出	教育出版(株)	小 中 高 特
26 信教	(一社)信州教育出版社	小
27 教芸	(株)教育芸術社	小 中 高
35 清水	(株)清水書院	高
38 光村	光村図書出版(株)	小 中 高
46 帝国	(株)帝国書院	小 中 高
50 大修館	(株)大修館書店	中 高
61 啓林館	(株)新興出版社啓林館	小 中 高
81 山川	(株)山川出版社	中 高
89 友社	(株)音楽之友社	高
104 数研	数研出版(株)	中 高
109 文英堂	(株)文英堂	高
116 日文	日本文教出版(株)	小 中 高
117 明治	(株)明治書院	高
130 二宮	(株)二宮書店	高

発行者の番号・略称	発行者	発行教科書の種類
143 筑摩	(株)筑摩書房	高
154 オーム	(株)オーム社	高
172 旺文社	(株)旺文社	高
177 増進堂	(株)増進堂	高
178 農文協	(一社)農山漁村文化協会	高
179 電機大	(学)東京電機大学	高
183 第一	(株)第一学習社	高
190 東法	東京法令出版(株)	高
205 三友	三友社出版(株)	高
207 文教社	(株)文教社	小
208 光文	(株)光文書院	小
212 桐原	(株)桐原書店	高
218 京書	(株)京都書房	高
224 学研	(株)学研教育みらい	小 中
225 自由社	(株)自由社	中
227 育麟社	(株)育麟社	中
229 学び舎	(株)学び舎	中
231 いいずな	(株)いいずな書店	高
232 廣あかつき	廣済堂あかつき(株)	小 中
233 日科	日本教科書(株)	中
TAC	TAC(株)	

計43社

令和元年末から令和2年にかけて発生した新型コロナウイルスは世界規模で感染を拡大し、私たちの生活に大きな影響をもたらしました。その影響は教育界にもおよび、ほとんどの学校が臨時休業となり、子供たちは家庭での学習を余儀なくされました。

この状況を受け、臨時休業中の子供たちのためのオンラインを利用した学習支援等のため、当初の予定を早め令和2年4月に、著作権法の一部を改正する法律(平成30年成立)による授業目的公衆送信補償金制度が施行され、遠隔指導等における教科書をはじめとする著作物の利用が円滑化されました。また有償コンテンツの無償化の特例措置など、教科書発行者は、教育現場の実情に応じた子供たちの学習の保障のための柔軟で迅速な対応を行っています。

こうした厳しい学習環境にあって、共通の教材としてあらためて教科書の意義に気づかされるとともに、子供たちの学習環境を守るといふ教科書発行者の使命の認識を新たにします。

本書でお伝えしたとおり、教科書発行においては多くの課題があります。社会の変化にあわせて教科書の内容も変化しています。子供たちにわかりやすく学びやすいものをつくるということは変わらない理念ですが、教科書発行者がこうした教科書づくりの

責務と社会的要請を遂行していくことにおいて、企業努力だけでは解決できない状況もあります。

私たちはこれまで継続して「義務教育教科書無償給与制度」の堅持をお願いしてまいりました。この制度が廃止され教科書が有償化されれば、保護者の教育負担の増加に直結することになります。さらに貸与制度ともなれば、教科書への書き込みはもちろんのこと、家庭への持ち帰りに制限が生じるなど、学習や指導に深刻な影響を与えることも考えられます。教育環境が大きく変わることが予想される今だからこそ、子供たちの教育環境を維持するためにも、引き続き、義務教育における教科書無償給与制度の重要性をご理解いただき、また、厳しい経営環境のなかで教科書発行者がその使命を十分に達成できるよう、教科書の定価引き上げをお願いいたしたく、関係各位の格段のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に、一日でも早く子供たちの大切な「学びの場」を取り戻せるように、そしてこれからも教科書が子供たち一人ひとりの育ちと学びを陰ながらしっかりと支え続け、明るい未来をつくりだす一助となることを、教科書発行者一同、心より願っております。

教科書給与用紙袋

新たに入学する児童の教科書は、「新たに小学校に入学した児童の入学を祝う」「教科書無償給与制度の趣旨の徹底を図る」などの趣旨により、この袋に入れて給与されています。

表



裏



令和2年度

教科書発行の現状と課題

令和2年7月22日印刷  
令和2年7月27日発行

非売品

一般社団法人教科書協会

〒135-0015  
東京都江東区千石1-9-28 教科書研究センター 5F  
TEL.03-5606-9781 FAX.03-5606-3086  
URL <http://www.textbook.or.jp>



●4月10日は教科書の日  
一般社団法人教科書協会は、わが国の学校教育に果たしてきた教科書の役割を、学校関係者だけでなく、広く社会一般の方々にも認識していただくとともに、教科書関係の仕事に

従事する者が、その社会的意義と責任を再確認するため、平成22(2010)年4月に「教科書の日」を制定しました。令和2(2020)年に10周年をむかえました。



この冊子は植物油インキを使用しています。